施工場所:ティンプー市モディタン高校、教員用トイレ棟隣接地 沈殿分離槽+トレンチ工 - 6



- ・トレンチ 1
- ・掘削状況



- ・トレンチ 1
- ・掘削完了



- ・トレンチ 1
- ・止水シート敷設・毛管砂充填状況



- ・トレンチ 1
- ・毛管砂充填完了

施工場所:ティンプー市モディタン高校、教員用トイレ棟隣接地 沈殿分離槽 + トレンチ工 - 7



- ・トレンチ 1
- ・スリット加工管(110)敷設
- ・毛管礫充填開始



- ・トレンチ 1
- ・毛管礫充填完了



- ・トレンチ 1
- ・毛管網敷設完了



- ・トレンチ 1
- ・被覆土壌(良質土選別)充填状況

施工場所:ティンプー市モディタン高校、教員用トイレ棟隣接地 沈殿分離槽+トレンチ工-8



- ・トレンチ 2
- ・掘削状況



- ・トレンチ 2
- ・掘削完了



- ・トレンチ 2
- ・止水シート・毛管砂充填
- ・スリット加工管(110)敷設



- ・トレンチ 2
- ・毛管礫充填完了

施工場所:ティンプー市モディタン高校、教員用トイレ棟隣接地 沈殿分離槽+トレンチ工-9



- ・トレンチ 2
- ・毛管網敷設完了



- ・トレンチ 2
- ・被覆土壌(良質土選別)充填状況



- ・トレンチ 1・ 2
- ・被覆土壌(良質土選別)充填仕上げ状況



- ・トレンチ 1・ 2
- ・トレンチ部外溝仕上げ状況

施工場所:ティンプー市モディタン高校、教員用トイレ棟隣接地 沈殿分離槽+トレンチ工-10

施工期間 : 2013年2月1日 完了日 : 2013年2月9日



- ・トレンチ 1・ 2
- ・トレンチ部外溝完了



- ・教員用トイレ棟配管1
- ・トイレ棟内個室便器・2箇所
- ・それぞれの既設配管から沈殿分離槽へ導水 する切換を行った。(写真破線部分)



・教員用トイレ棟配管2



- ・トレンチ分水桝1
- ・トレンチ 1への導水確認

施工場所:ティンプー市モディタン高校、教員用トイレ棟隣接地 沈殿分離槽 + トレンチ工 - 11



- ・トレンチ分水桝2
- ・トレンチ 2への導水確認



- ・完成 1
- ・沈殿分離槽側より撮影(奥がトレンチ部)



- ・完成 2
- ・分水桝トレンチ部を撮影



- ・ブータン政府観光局職員2名視察
- ・所属 Tourism Council of Bhutan Director ServicesDepartment

施工場所: ティンプー市モディタン高校、教員用トイレ棟隣接地 沈殿分離槽 + トレンチエ - 1 2 施工期間 : 2013年2月1日 完了日 : 2013年2月9日



- ・教員用トイレ棟内部1
- ・「紙を流さないで下さい」のお願いとゴミ箱の 設置を実施。



・教員用トイレ棟内部2



・教員用トイレ棟内部3

4. 建設コスト

4.1 個別住宅における建設コスト

4 - 表 1 土壌脱臭床建設コスト

1N u (1.73 円)

種	別	金 額(Nu)	金額(円)
材料費		11,131	19,257
直接人件費		3,267	5,651
直接経費		1,378	2,385
日本からの村	才料費	12,139	21,000
計		27,915	48,293
技術経費等 (計の 80%)		22,332	38,634
(#102.00.0)		,00_	33,331
合	計	50,247	86,927

4-表2 雑排水トレンチ建設コスト

1N u (1.73 円)

			,
種	別	金 額(Nu)	金額(円)
材料費		28,584	49,450
直接人件費		6,533	11,303
直接経費		2,757	4,769
日本からの材料	費	12,370	21,400
計		50,244	86,922
技術経費等			
(計の80%)		40,195	69,538
合	計	90,439	156,460
再	計	90,000	156,000

トレンチ 1m当り 9,044N u (15,650円)

4.2 集合処理における建設コスト

4 - 表 3 沈殿分離槽 + トレンチ建設コスト 1Nu(1.73円)

サールペン //しかえノリ阿正丁		ロ・トレンクを取った!	114 4 (1.70 [3)	
種	別	金 額(Nu)	金額(円)	
材料費		30,566	52,879	
直接人件費		33,000	57,090	
直接経費		2,090	3,616	
日本からの材料費		45,509	78,730	
計		111,165	192,315	
技術経費等				
(計の80%)		88,932	153,852	
合 計		200,097	346,167	
再	計	200,000	346,000	

4 - 表 4 沈殿分離槽コスト・トレンチ建設コスト 1N u (1.73円)

				,	
種	別	金	額(Nu)	金	額(円)
トレンチ建設コスト			90,000	15	6,000
沈殿分離槽建設コスト			110,000		90,000
言	†		200,000	34	16,000

5. 既設下水処理場の現状調査

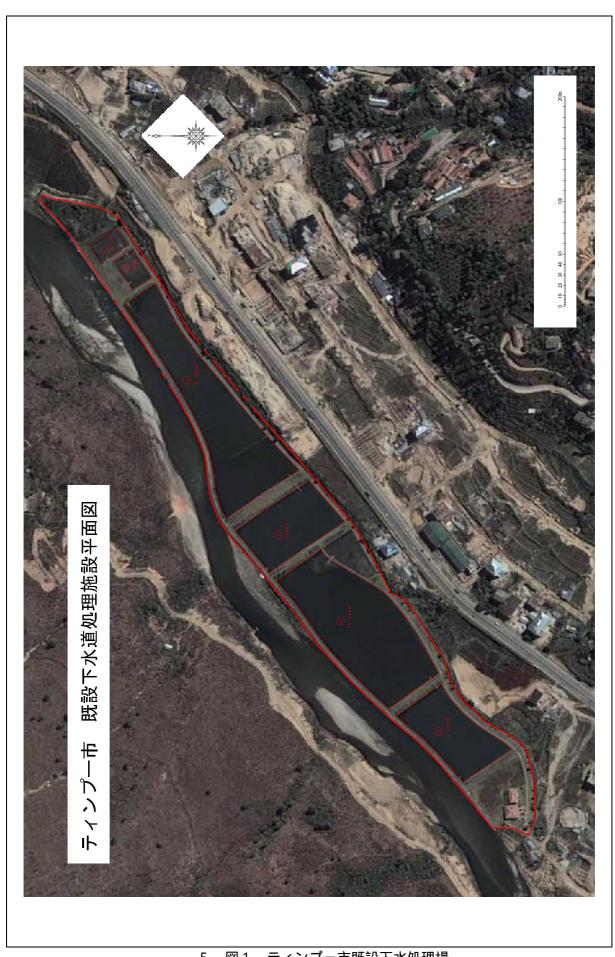
5.1 ティンプーの既設下水処理場の現状 ティンプー市の既設下水処理場は、以下の状況で現在稼動中である。

5 - 表 1 ティンプー市既設処理場概要

項目	概要	備考
処理方式	酸化安定池法	
計画処理人口	12,500 人	25,000 人規模まで拡張予定
計画流入水量	1,750m³/日	
流入水質	BOD 325mg/ ^{บุ} ่ม	
放流水質	BOD 50mg/リル	除去率 85%
処理池面積	670 m²	5 - 図1参照
処理池面積	760 m²	5 - 図1参照
処理池面積	10,380 m²	5 - 図1参照
処理池面積	4,490 m²	5 - 図1参照
処理池面積	10,740 m²	5 - 図 1 参照
処理池面積	4,400 m²	5 - 図1参照
処理池面積計	31,440 m²	5 - 図1参照

5.2 ティンプーの既設下水処理場の問題点

- ・ 覆蓋がなく、臭気対策及び病原菌飛散等の二次公害対策が施されていない。
- ・ 滞留日数が長く、広大な敷地面積が必要となっている。 既設処理場を 5 図 1 に示す。



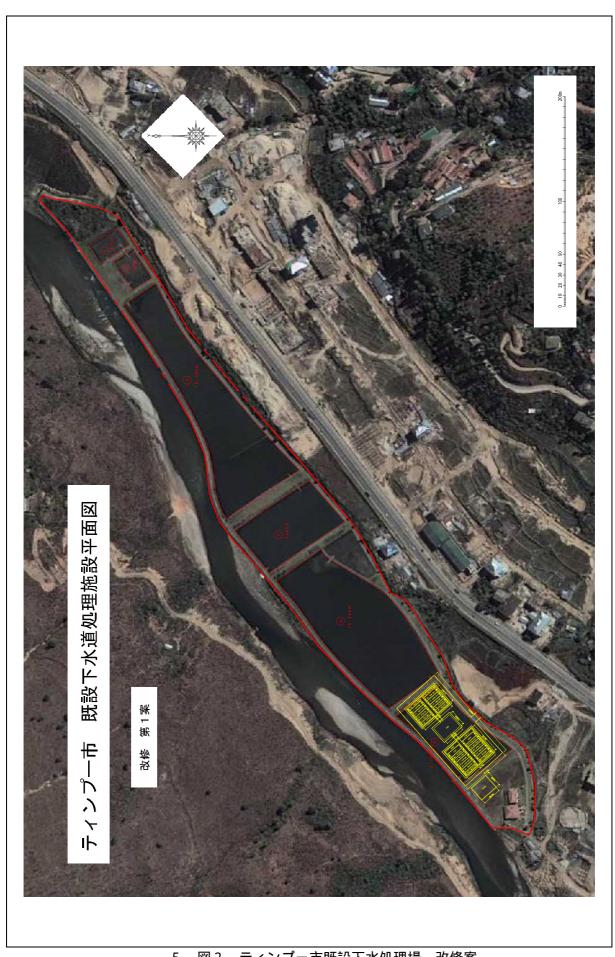
5 - 図1 ティンプー市既設下水処理場

5.3 ティンプーの既設下水処理場の改修案 ティンプー市下水既設処理場の改修案を5-表2に示す。

5 - 表 2 ティンプー市下水既設処理場の改修案

	3・衣と ブイブブー川下小帆政処理场の以形衆
項 目	改修案
処理方式	土壌被覆型接触酸化法
施設概要	・W15.0×L30.0×H5.0 程度 ×4系列 ・1系列当り 440m³/日 ・計画水量 1,760m³/日 ・放流水質 BOD20mg/ポ ・除去率 95%
長所	・処理槽上部を土壌被覆することで臭気及び二次公害発生を防止。 ・他の方式に比べて、設置面積は小さい。 ・既存施設の 池の箇所に納まるため、残りの 27,000 ㎡は緑地もしくは、 他の施設として利用可能。
短所	・接触酸化槽でエアレーションをするため等の機器が必要、そのための動力源が必要。 ・深さが 5m 程度と、若干深くなる。
施設建設金額	370,910 千 Nu
評価	
総評	市街地の下水処理場を建設する場合は、流入水量が多くなる。従ってプータンのように急峻な山に囲まれた国で、平坦地の少ないところでは、土壌被覆工法を利用する。この工法は汚水を浄化するために電気エネルギーを必要とするが、現在のオープン処理場の空間を緑地公園として利用することが可能になる。汚水処理槽は、図のような場所で設置できるために残った空間をサッカーグラウンドや子供たちが遊事のできる公園として利用できる。 土壌被覆工法は、流入水量が増加する場合には増設工事が簡単に追加できるために、過大処理場を建設する必要は無い。

既設処理場改修案平面図を5-図2に示す。



5 - 図2 ティンプー市既設下水処理場 改修案

.ブータン全国下水道整備計画

1. ブータン全国下水道整備計画の概要

1.1 全国下水道整備計画の目的

ブータンでは、首都ティンプー市の下水道も十分に未整備された状況でない。今までは自然との共生をテーマに、生ごみ等も土壌で分解できる範囲の生活が行われていた。テレビやコンピューターの利用により、近代的な情報が入手出来るようになると、生活の仕方も変化しはじめている。

土壌浄化法は、小規模下水道を可能にする技術であるために、未整備の今の状況だからこそ有効な手法といえる。今回の調査において、ブータン全域を対象にした生活排水処理の基本計画を策定することにより、今後の生活排水処理整備の概要を把握する事を目的とする。

1.2 全国下水道整備計画対象地域

基本的にブータン全域とする。詳細検討に当っては、パロ県をサンプルとし集合処理と個別処理に区分し、集合処理に関しては、区域、規模、箇所数等について検討する。

2. ブータンにおける水質汚濁対策の現状

2.1 ブータンにおける水質汚濁の状況

ブータンにおける水質汚濁の状況を把握している機関は、国家環境委員会で 1988 年よりブータン全土 172 地点でモニタリングしている。水質環境項目としては、COD、T-N、T-P、pH 等であるがモニタリングは不定期でデータの欠如も多い。河川の水質汚濁状況として COD についてまとめたものを参考資料に示す。このモニタリングポイントの設定については、都市部周の河川環境を示したものである。

基本的にブータンの主要河川は、標高差のある国土であるため、全ての河川が急流でありかつヒマラヤ山脈の氷河等を源とすることから渇水期でも水量が豊富である。このような状況から、主要河川の水質は比較的良好であるが、都市部を流れる小河川並び排水路の合流地点では COD 等の水質の悪化が見られる。特に首都であるティンプー市繁華街の排水路からティンプー川に合流する付近では COD18mg/I (年間平均)を示す。その他の地区でも場所によっては高い値を示すポイントはあるものの平均的には $1\sim 2mg/I$ 前後であり徐々に水質汚濁が進行しつつあるものと考えられる。

2.2 ブータンにおける水質汚濁対策の現状

ブータンにおける水質汚濁対策としては、水質環境基準の設定が行われているほか、特定施設においては、排水基準が設けられている。

都市における下水道事業に関しては全国で 4 箇所の下水処理場が建設され稼働している。 これらの施設は、デンマークの国際開発援助によるより建設されたものであるが、一部拡張 計画(アジア銀行からの融資を受けてブータンが実施)はあるものの、ブータンが順調な経 済成長を遂げていることから、今後同国からの国際開発援助は数年以内に打ち切られる事が 決定している。

3. 下水道セクターの制度的・組織的枠組み

3.1 下水道セクターの制度

ブータン国内では、首都ティンプーの他 3 箇所で下水道整備が行われているが、海外からの援助によるものである。今回の調査では、これらの下水道整備を司る MOWHS でヒアリングを行うと共にティンプーにある下水処理場を見学させていただいた。

ブータンにおける下水道セクターの制度は、現在確立したものが無く今後整備して行く状況にあると見られた。

現状としては、下水道整備区域の把握が十分されて無い事や処理場に流入する下水も計画容量の2倍近い水量が流入してくる等、適切な下水道計画に基づき整備されている状況でない事が伺われた。

また、環境法をサポートする法令は NEC によって整備されている。河川の水質環境基準や下水道施設からの排水基準等は、インドの技術協力により策定されたものである。しかしながら、基準となる BOD 等を分析する機関が少なくかつ精度にも問題が有り、法の実際の効果は非常に弱いといえる。(NEC において BOD 分析可能な人材は JICA のボランテアのみである)ティンプーの処理場では施設内で分析している状況で、その精度確保が難しい状況にあるようである。(NEC では BOD 測定のための希釈倍率について留意する様にとの報告書が作成されている)

今後は、下水道法やブータンに適した計画設計の指針、施設の維持管理指針等の整備とと もに関連する汚泥処理処分施設、検査機関の設置や分析技術向上等、制度構築から始まり関 連施設整備、技術者の養成等ほぼ全てをブータンとして構築して行く必要がある。

3.2 組織的枠組み

ブータンでは下水道法等の法整備がされていない。このため下水を集合処理するための施設であって、公共事業として整備が行われるもの全体をここでは下水道等と呼ぶ。

現在のブータンにおける下水道セクターの制度はいささか複雑である。原則として、都市の下水道等に関する事項は公共事業省(MOWHS)、都市周辺の集落などの集合処理は保健省(MOH)によって取組まれているが、海外からの技術導入に関しては国民総幸福委員会(GNHC)によって事前に審査される。また下水道等からの排水を規制管理するのは国家環境委員会(NEC)によって取組まれている。

4. 下水道セクターの投資計画と財政状況

今回の調査では下水道セクターでの制度が確立されていない中、投資計画や財政状況の確認まで調査内容を広げる事ができない状況であった。

5. 設計諸元

5.1 計画策定における基本方針

下水道整備計画は、2 段階に区分し策定される、即ち マクロプランと マスタープランである。マクロプラン策定に当っては、下水道整備長期目標を構成する基本設計諸元について検討を行う。計画目標年次・排除方式・集合処理区域・計画人口・計画汚水量・計画汚濁負荷量、下水処理方式等の検討である。次いでマスタープランは、ブータンの玄関口でありながら下水道整備が行われていないパロ県において実施する。

下水道施設規模は、目標年次における下水量で決定される。計画下水量は計画処理人口に 汚水量原単位を乗じて求める。更に流入下水の水質を下水処理施設設計のため策定する。これらの設計諸元に関する検討を行う。

ブータンにおける下水道整備計画:ブータンでは下水道法等の法整備がされていない。 このため下水を集合処理するための施設であって、公共事業として整備が行われるもの全体 をここでは下水道等と呼ぶ。

また、下水の処理を下水道等で行うのが適当な区域を集合処理区域と呼ぶ。これに対して下水の処理を下水道等以外で行うのが適当な区域を個別処理区域と呼ぶ。

(1)計画目標年次

下水道は、その施設の耐用年数が長期にわたることや管渠などは段階的に能力を増大させる事が困難である事等から長期的計画にもとづいて整備しなければならない。したがって推定可能な期間として計画目標年次を基準年から概ね 20~30 年と定める事を原則としている。「下水道施設計画・設計指針と解説 2009 日本下水道協会」

今回の調査では「Statistical Yearbook of Bhutan 2012」に示されている人口予測の期間 2030 年を計画目標年次として設定する。

計画目標年次:2030年

(2)下水の排除方式及びその決定の理由

下水道排除方式には、分流式と合流式がある。分流式は汚水と雨水を別々の管渠系統で、 合流式は同一の管渠系統で排除する方式である。

合流式は単一管渠で汚水と雨水を排除するため、雨水排除施設が整っていない地域では、 分流式に比べ施工が容易で経済的に有利となる場合がある。しかし、合流式は降雨時に一定 倍率以上に希釈された汚水が直接放流されるため、公共用水域の水質保全面では分流式が優れている。ブータンにおける既設下水道も分流式で整備が進められていることから、ここで は、分流式を採用する。

下水の排除方式:分流式

(3)集合処理区域

集合処理区域の設定方法は、マスタープランにおいては以下の項目に留意して線引きする。

集落界及び集落特性

家屋間限界距離(限界距離を100mと設定)

集合処理最低戸数(10戸以上)

接続ルート沿いの個別処理家屋の取り込み

地形的分断線 (大河川、逆勾配、道路、農地区画、排水路等)

マクロプランにおいては、「Statistical Yearbook of Bhutan 2012」において県別排水路 普及率が示されており、この整備率を各県人口に乗じこれを集合処理人口とした。ここで県 別排水路普及率を用いた理由は、排水路網が整備されている箇所は都市部並びに集落地域で あり、孤立した住宅ではなく集合処理が可能な範囲を示しているものと考えた。

尚、集合処理人口以外は個別処理人口となる。

5 - 表 1 県別排水路普及率

and the second	Percentage Coverage									
Dzongkhag	Latrine	Water Supply	Household with Functional Piped water	Drainage & Footpath	Household with Animal Shed	Household with Vegetable Garden	Household with Garbage Pit			
Bumthang	99.5	97.2	96.8	78.1	71	84.8	65.7			
Chhukha	93.0	86.3	83.2	50.3	39.5	66.5	71.5			
Dagana	94.0	86.7	81.2	59.9	55.0	78.7	78.9			
Gasa	90.3	61.8	57.7	39.2	60.2	79.1	83.2			
Наа	97.5	94.9	94.3	78.6	20.8	75.6	90.5			
Lhuentse	92.0	96.1	93.2	58.0	55.5	89.2	74.4			
Monggar	94.6	93.6	92.7	69.8	57.6	67.8	80.0			
Paro	93.0	96.1	91.4	75.7	26.1	60.7	3 72.4			
Pema Gatshel	98.4	99.2	95.1	50.2	59.4	81.6	64.3			
Punakha	95.2	91.6	88.9	74.6	49.7	67.6	77.0			
Samdrup Jongkhar	90.8	68.1	66.9	46.8	46.4	68.5	7			
Samtse	95.0	89.6	85.9	44.6	64.4	72.5	79.			
Sarpang	97.4	92.2	90.2	55.6	44.1	66.6	76.			
Thimphu	97.4	98.0	97.1	69.5	27.2	63.7	48.			
Trashigang	92.5	92.4	89.0	53.6	51.9	78.6	68.			
Trashi Yangtse	94.4	96.7	86.2	75.9	65.2	84.7	84.			
Trongsa	86.9	90.0	85.5	47.4	29.9	71.2	57.			
Tsirang	94.6	89.3	83.2	36.9	65.0	76.6	67.			
Wangdue Phodrang	94.3	83.6	78.4	76.1	52.8	66.8	84.			
Zhemgang	97.5	93.0	89.2	61.0	38.0	83.9	78.			
Bhutan	94.5	90.3	86.8	58.6	49.9	72.5	74.			

Source: Annual Health Bulletin 2012, MoH, Thimphu.

「Statistical Yearbook of Bhutan 2012」より

5.2 人口予測

(1)一般事項

計画処理人口は下水道施設整備計画の規模を決定する最も基本的な設計緒元である。計画処理人口は目標年次における将来人口で、将来人口過去の人口データに基づき予測される。

ブータンの人口データは 2005 年人口及び住宅センサスを基本としており、2005 年 5 月 31 日時点のブータンの人口は、634,982 人であった。

(2)人口予測

2005年の人口及び住宅センサスを基にブータン政府は、コホート要因法による人口予測を行っているこの結果を以下に示す。

5 - 表 2 ブータン人口予測 2010~2030年

(in numbers)

		Persons		Percent		
Year	Total	Male	Female	Total	Male	Female
2010	695,822	363,383	332,439	100.0	52.2	47.8
2011	708,265	369,476	338,789	100.0	52.2	47.8
2012	720,679	375,554	345,125	100.0	52.1	47.9
2013	733,004	381,582	351,422	100.0	52.1	47.9
2014	745,153	387,520	357,633	100.0	52.0	48.0
2015	757,042	393,324	363,718	100.0	52.0	48.0
2016	768,577	398,948	369,629	100.0	51.9	48.
2017	779,666	404,347	375,319	100.0	51.9	48.
2018	790,215	409,474	380,741	100.0	51.8	48.
2019	800,154	414,293	385,861	100.0	51.8	48.
2020	809,397	418,760	390,637	100.0	51.7	48.
2021	818,370	423,085	395,285	100.0	51.7	48.
2022	827,038	427,250	399,788	100.0	51.7	48.
2023	835,379	431,247	404,132	100.0	51.6	48.
2024	843,363	435,058	408,305	100.0	51.6	48.
2025	850,976	438,679	412,297	100.0	51.6	48.
2026	858,410	442,200	416,210	100.0	51.5	48.
2027	865,662	445,626	420,036	100.0	51.5	48
2028	872,759	448,965	423,794	100.0	51.4	48.
2029	879,707	452,224	427,483	100.0	51.4	48
2030	886,523	455,409	431,114	100.0	51.4	48.

Source: Population Projections Bhutan, 2005-2030, NSB 「Statistical Yearbook of Bhutan 2012」より

(3)各県人口予測

各県別人口と集合処理人口、個別処理人口を以下に示す。集合処理人口は県別人口に排水 路普及率を乗じた値である。

5 - 表 3 県別人口予測及び集合処理個別処理人

	県名	県名	人口区分			予	測年			
	米 拉	米 节	人口区刀	2010	2013	2015	2020	2025	2030	
1	Bumthang	ブムタン県	県内人口	17,547	18,412	18,965	20,235	21,274	22,163	
2	Chhukha	チュカ県	県内人口	81,363	85,608	88,342	94,699	99,564	103,723	
3	Dagana	ダガナ県	県内人口	25,070	26,553	27,522	29,138	30,635	31,915	
4	Gasa	ガサ県	県内人口	3,404	3,580	3,692	4,047	4,255	4,433	
5	Наа	八県	県内人口	12,586	13,147	13,501	14,569	15,318	15,957	
6	Lhuentse	ルンツェ県	県内人口	16,530	17,200	17,618	19,426	20,423	21,277	
7	Mongar	モンガル県	県内人口	40,653	42,843	44,258	46,945	49,357	51,418	
8	Paro	パロ県	県内人口	39,804	41,852	43,168	46,136	48,506	50,532	
9	Pema Gatshel	ペマガツェル県	県内人口	23,777	24,646	25,180	27,519	28,933	30,142	
10	Punakha	プナカ県	県内人口	25,650	26,981	27,838	29,948	31,486	32,801	
11	Samdrup Jongkhar	サムドゥプ・ジョンカル県	県内人口	37,307	39,405	40,768	43,707	45,953	47,872	
12	Samtse	サムツェ県	県内人口	65,387	68,579	70,618	76,083	79,992	83,333	
13	Sarpang	サルパン県	県内人口	41,300	43,915	45,637	47,754	50,208	52,305	
14	Thimphu	ティンプー県	県内人口	104,214	111,305	116,012	121,410	127,646	132,978	
15	Trashigang	タシガン県	県内人口	52,538	54,768	56,168	61,514	64,674	67,376	
16	Trashi Yangtse	タシ・ヤンツェ県	県内人口	19,314	20,266	20,874	22,663	23,827	24,823	
17	Trongsa	トンサ県	県内人口	14,712	15,502	16,012	16,997	17,870	18,617	
18	Tsirang	チラン県	県内人口	20,254	21,209	21,816	23,473	24,678	25,709	
19	Wangdue Phodrang	ワンデュ・ポダン県	県内人口	34,320	36,279	37,553	39,660	41,698	43,440	
20	Zhemgang	シェムガン県	県内人口	20,091	20,656	21,501	23,473	24,678	25,709	
計	Bhutan	ブータン全土	国内人口	695,821	732,706	757,043	809,397	850,976	886,523	

5.3 下水水量及び水質

下水水量及び水質は、下水道施設の計画・設計の基礎数値であり、日変動、時間変動を勘案 して計画 1 日平均汚水量、計画 1 日最大汚水量、計画時間最大汚水量を求めるのが一般的であ る。日本の下水道では計画 1 日最大汚水量を用いて処理場等の施設設計を行ない、計画時間最 大汚水量で管渠設計を行う事となっている。

ブータンでのこれまでの調査の結果、既設の下水処理場では、下記の原単位を用いて設計しており変動率の設定はされていなかった。上水道や既設処理場の流入実績が整備されていない状況では変動率を求めるのは困難である。従って既存設計値を計画1日平均汚水量とみなす。

(1)下水量原単位

ブータンの上水関連データは全く整備されていないため、正確な下水量原単位予測は極めて困難である。従って、既存報告書(Design of Thimphu and Phuentsholing Waste Stabilisation Ponds)に記載されている首都ティンプー市の下水道計画値に基づいて下水量原単位を予測する。既存報告書による下水量原単位を以下に示す。

5 - 表 4 既存報告書による設計値

地区	Thimphu
下水道計画人口(人)	12,500
下水量原単位(%%/人)	140
計画下水量(m³/日)	1,750

下水量原单位:140 %/日

(2)下水水質

下水水質についても、既存報告書(Design of Thimphu and Phuentsholing Waste Stabilisation Ponds)に記載されている首都ティンプー市の下水道計画値に基づいて下水水質を算定する。既存報告書による下水水質と下水量原単位を以下に示す。

5 - 表 5 汚濁負荷及び計画下水水質

項目	汚濁負荷量(g/日・人) 計画下水水質(mg/l)			
BOD	45	325		

汚濁負荷量原単位(BOD): 45g/日・人

5.4 下水処理方式

下水処理方式は、2 つの処理方式を提案する。基本的には都市:公共事業省(MOWHS) 集落:保健省(MOH) の所管する都市及び集落の下水道についてはスケールメリットが発揮されるため集合処理として土壌被覆型工法を、保健省(MOH)の所管する個別・小規模集合処理には毛管浸潤トレンチ工法提案する。以下にその概要を示す。

5 - 表 6 下水処理方式

項目	集合処理 (土壌被覆型工法)	個別・小規模集合処理 (毛管浸潤トレンチ工法)
概要	土壌被覆型工法は、接触酸化法の水処理槽を土壌で被覆したものであり、臭気や処理によって発生する泡の飛散など二次公害を防止する事が可能な処理方式である。汚水が水処理槽に流入した後は、水槽の中を押し流されて移流する事によって処理する技術である。	毛管浸潤トレンチ工法は、比較的低濃度(一次処理または二次処理した後の処理水)の汚水を不飽和流動によって生物的活性の高い土壌部分に導き、有機物を酸化分解させる工法である。 毛管浸潤トレンチ工法の特徴は、電気エネルギーなどを使用しないで高度な処理水が確保できる事にある。また、維持管理が容易である事や放流水が流れ出ないので水域への負担が少なく自然にやさしい工法である。その反面、広い土壌空間を必要とすると共に浄化能力を自然の力にたよる装置であるため設置場所での土壌調査を必要とし、この結果から設置が可能であるか判断する等、条件が合わなければ設置できない。
フロー	流→放殿分離槽 大阪殿接触の大阪殿接触の大阪・大阪殿接触の大阪流・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・	流水水 /
所管	都市:公共事業省(MOWHS) 集落:保健省(MOH)	保健省(MOH)
適用する規模等	都市及び集落の下水道	個別・小規模集合処理 個別処理
処理施設 1m³当りの 建設金額	1,100 千円/m³ 212 千 Nu/m³	295 干 Nu/m³

6. 下水道施設整備計画マスタープランの策定

6.1 下水道整備区域の策定

「5. 設計諸元」を元に、パロ県をモデルとして下水道施設整備計画マスタープランの策定を行う。

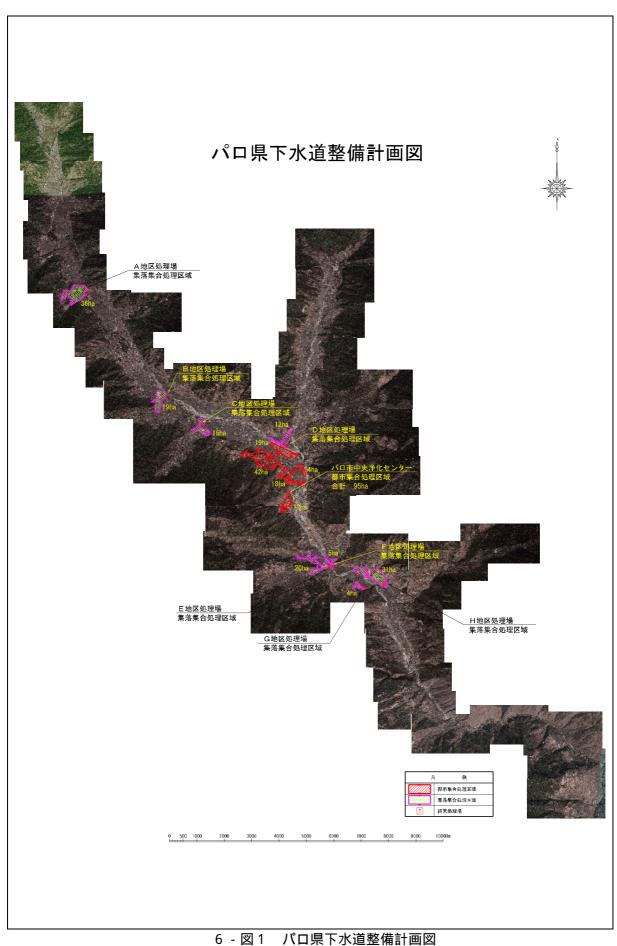
6.2 パロ県集合処理区域面積の算定

パロ県の下水道区域は、地形図及び設計諸元を元に算定した。 集合処理区域を、6-表1に示す。

6 - 表 1 パロ県集合処理区域面積

区 域 名	処理区面積	備考
Α	36ha	集落集合処理区域
В	19ha	集落集合処理区域
С	16ha	集落集合処理区域
D	12ha	集落集合処理区域
E	20ha	集落集合処理区域
F	5ha	集落集合処理区域
G	4ha	集落集合処理区域
Н	31ha	集落集合処理区域
パロ市中央	95ha	都市集合処理区域
合 計	238ha	

パロ県の集合処理区域を、6 - 図1に示す。



6.3 処理区域人口

処理区域人口は、現在人口の 2013 年の集合処理可能人口「32,000 人」を元にした。 集合処理可能人口は、水路整備が完了している区域と仮定し、ブータンの都市部の割合で ある 30%を集合処理可能人口に乗じた値を集合処理区域人口とした。

各処理区に人口は、処理区域の面積比率を集合可能人口に乗じた値とした。 集合処理区域人口を、6-表2に示す。

6 - 表 2 パロ県集合処理区域人口

区 域 名	処理区域人口	処理区面積比率	備考
Α	1,510人	15.1%	
В	800 人	8.0%	
С	670 人	6.7%	
D	500 人	5.0%	
E	840 人	8.4%	
F	210 人	2.1%	
G	170 人	1.7%	
Н	1,300人	13.0%	
パロ市中央	4,000人	40.0%	
合 計	10,000 人	100.0%	

6.4 個別・小規模集合処理人口

個別・小規模集合処理人口は、設計諸元の 2013 年のパロ県の全体人口から、集合処理区域 人口を減じた値とする。

個別・小規模集合処理人口 = 42,000人(全体人口)-10,000人(集合処理区域人口)

= 32,000人(個別・小規模集合処理人口)

6.5 各処理区域下水処理水量

各処理区域下水処理水量は、設計諸元の1人当り140 kg/日を元にした。 各処理区域下水処理水量を、6-表3に示す。

6 - 表 3 各処理区域下水処理水量

区域名	下水処理水量	備考
Α	210 m³/日	1,510人×140 汎/人・日 / 1,000 況
В	110 m³/日	800 人×140 ポ/人・日 / 1,000 ポ
С	90 m³/日	670 人×140 トネ゙/人・日 / 1,000 トボ
D	70 m³/日	500 人×140 ポ/人・日 / 1,000 ポ
Е	120 m³/日	840 人×140 ポ/人・日 / 1,000 ポ
F	30 m³/日	210 人×140 ポ/人・日 / 1,000 ポ
G	20 m³/日	170 人×140 ポ/人・日 / 1,000 ポ
Н	180 m³/日	1,300 人×140 ポ/人・日 / 1,000 ポ
パロ市中央	560 m³/日	4,000 人×140 ポ/人・日 / 1,000 ポ
個別・小規模集合処理	4,480 m³/日	32,000 人×140 ドス/人・日 / 1,000 ドボ

6.6 処理施設建設金額

集合処理施設の建設金額は、日本における同処理方式の処理場の工事金額を処理量比率にて 1m³当りの単価を算出し、建設金額を算出する。

6 - 表 4 処理施設建設工事費

処理施設名	処理施設建設金額	処理水量	1m³当り単価	備考
A 町 J 浄化センター	292,959 千円	351.0 m³/日	835 千円/m³	
A 町 N 浄化センター	111,363 千円	75.6 m³/日	1,473 千円/m³	
A市S浄化センター	809,450 千円	810.0 m³/日	999 千円/m³	
A 市 U 処理場	360,804 千円	318.6 m³/日	1,132 千円/m³	
T町S浄化センター	263,513 千円	261.9 m³/日	1,006 千円/m³	
平均值	367,618 千円		1,089 千円/m³	
採用値			1,100 千円/m³	

個別・小規模集合処理の建設金額は、現地ブータンにてモデル施設を建設したときの価格である「295 千 Nu/m³」とする。

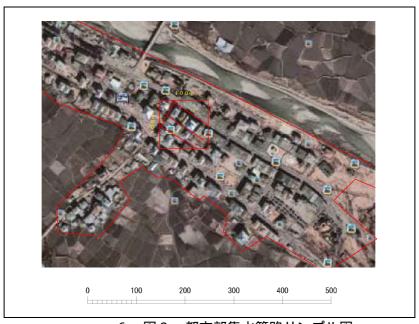
各処理区域の処理施設建設金額を、6-表5に示す。

6 - 表 5 各処理区域処理施設建設金額

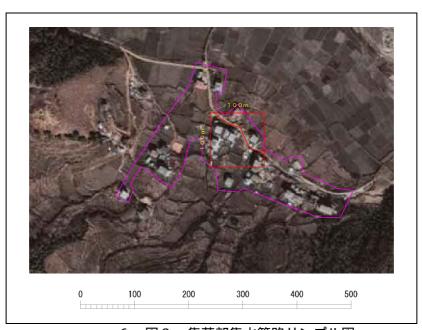
区域名	下水処理水量	処理施設建設金額	備考
Α	210 m³/日	231,000 千円	210 m³/日×1,100 千円
В	110 m³/日	121,000 千円	110 m³/日×1,100 千円
С	90 m³/日	99,000 千円	90 m³/日×1,100千円
D	70 m³/日	77,000 千円	70 m³/日×1,100 千円
E	120 m³/日	132,000 千円	120 m³/日×1,100 千円
F	30 m³/日	33,000 千円	30 m³/日×1,100千円
G	20 m³/日	22,000 千円	20 m³/日×1,100千円
Н	180 m³/日	198,000 千円	180 m³/日×1,100 千円
パロ市中央	560 m³/日	616,000 千円	560 m³/日×1,100千円
個別・小規模集合処理	4,480 m³/日	1,321,600 千 Nu	4,480 m³/日×295 千 Nu

6.7 処理区域集水管路延長

汚水集水のための管路延長は、都市部と集落部の ha 当りの管路延長をサンプルとして算出し、その平均値を下水道整備計画における ha 当りの集水管路延長とする。 都市部と集落部管路を次に示す。



6 - 図2 都市部集水管路サンプル図



6 - 図3 集落部集水管路サンプル図

都市部集水管路延長 = 79+31+88+25+82 = 305m/ha 集落部集水管路延長 = 27+20+33+12+17 = 109m/ha

下水道整備 ha 当りの集水管路延長 = (305+109) ÷2 200m/ha とする。

各処理区域の集水管路延長を、6-表6に示す。

6 - 表 6 各処理区域の集水管路延長

区域名	処理区面積	集水管路延長	備考
Α	36ha	7,200 m	36ha × 200 m / ha
В	19ha	3,800 m	19ha × 200 m / ha
С	16ha	3,200 m	16ha × 200 m / ha
D	12ha	2,400 m	12ha × 200 m / ha
E	20ha	4,000 m	20ha × 200 m / ha
F	5ha	1,000 m	5ha × 200 m / ha
G	4ha	800 m	4ha × 200 m / ha
Н	31ha	6,200 m	31ha × 200 m / ha
パロ市中央	95ha	19,000 m	95ha × 200 m / ha
合計	238ha	47,600 m	

6.8 処理区域集水管路建設金額

管路の建設金額は、「効率的な汚水処理施設整備のための都道府県構想マニュアル」に掲載されている、1m当り65千円の値を採用した。

各処理区域集水管路の建設金額を、6-表7に示す。

6 - 表 7 各処理区域集水管路建設金額

区 域 名	集水管路延長	集水管路建設金額	備考
Α	7,200 m	468,000 千円	7,200m×65 千円
В	3,800 m	247,000 千円	3,800m×65 千円
С	3,200 m	208,000 千円	3,200m×65 千円
D	2,400 m	156,000 千円	2,400m×65 千円
E	4,000 m	260,000 千円	4,000m×65 千円
F	1,000 m	65,000 千円	1,000m×65 千円
G	800 m	52,000 千円	800m×65 千円
Н	6,200 m	403,000 千円	6,200m×65 千円
パロ市中央	19,000 m	1,235,000 千円	19,000m×65 千円
	_		
合計	47,600 m	3,094,000 千円	

6.9 パロ県下水道整備概算事業費

パロ県の下水道整備計画の事業費を6-表8に示す。

6 - 表 8 パロ県下水道整備計画 施設建設金額

処理施設名	処理施設建設金額	集水管路建設金額	合 計	備	考
Α	231,000 千円	468,000 千円	699,000 千円		
В	121,000 千円	247,000 千円	368,000 千円		
С	99,000 千円	208,000 千円	307,000 千円		
D	77,000 千円	156,000 千円	233,000 千円		
E	132,000 千円	260,000 千円	392,000 千円		
F	33,000 千円	65,000 千円	98,000 千円		
G	22,000 千円	52,000 千円	74,000 千円		
Н	198,000 千円	403,000 千円	601,000 千円		
パロ市中央	616,000 千円	1,235,000 千円	1,851,000 千円		
個別・小規模集合処理分	1,321,600 千 Nu		1,321,600 千 Nu		

ブータン通貨の Nu に換算したパロ県の下水道整備計画の事業費を 6 - 表 9 に示す。 換算は、次の通りとする。

Nu 換算 = 物価指数を 1/3 換算レート 1.73 (2013/2/20 現在)

建設金額(日本円)×1/3(物価指数)/1.73

個別・小規模集合処理は、現地価格で算出したため、Nu 表示としている。

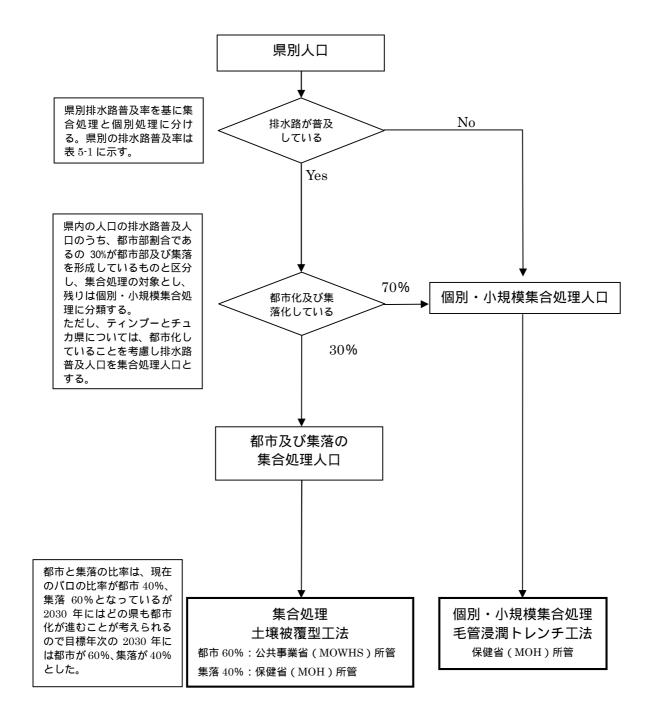
6 - 表 9 パロ県下水道整備計画 施設建設金額

処理施設名	処理施設建設金額	集水管路建設金額	合 計	備	考
Α	44,510 千 Nu	90,170 千 Nu	134,680 千 Nu		
В	23,310 千 Nu	47,590 千 Nu	70,900 千 Nu		
С	19,080 千 Nu	40,080 千 Nu	59,160 千 Nu		
D	14,840 千 Nu	30,060 千 Nu	44,900 千 Nu		
Е	25,430 千 Nu	50,100 千 Nu	75,530 千 Nu		
F	6,360 千 Nu	12,520 千 Nu	18,880 千 Nu		
G	4,240 千 Nu	10,020 千 Nu	14,260 千 Nu		
Н	38,150 千 Nu	77,650 千 Nu	115,800 千 Nu		
パロ市中央	118,690 千 Nu	237,960 千 Nu	356,650 千 Nu		
個別・小規模集合処理分	1,321,600 千 Nu		1,321,600 千 Nu		
合計	1,616,210 干 Nu	596,150 千 Nu	2,212,360 千 Nu		

7. 概算事業費及び事業実施計画

7.1 各県別の事業計画策定方法

県別人口及びマスタープラン等で得られた情報を基に、以下に示す手順で目標年次である 2030 年の県別事業計画を策定する。その後、概算事業費を県毎に算出する。



7 - 図1 集合処理と個別・小規模集合処理区分フロー

7 - 表 1 県別処理規模 1/2

県名	人口区分	<u>予 測 年</u> 2030 人	排水路普及率	ブータン国 都市部比率	集合処理人口 個別処理人口区分	都市集落区分率	処理方式別人口 人	下水量原単位 m ³ /人	<u>下水量</u> m³/日	各事業(整備率
	県内人口	22,163	70	,,,		70		111 //	/ Ц	
	集合処理可能人口	22,.00	78.1		17,309					
	集合処理区域人口		70.1	30.0	5,193					
	都市集合処理人口			30.0	3,133	60	3,116	0.14	437	14
	集落集合処理人口					40	2,077		291	,
ブムタン県					16.070					7
ノムツノ宗	個別·小規模集合処理人口	102 722			16,970		16,970	0.14	2,376	/
	県内人口	103,723	50.0		50.470					
	集合処理可能人口		50.3		52,173					
	集合処理区域人口			50.3	26,243					
	都市集合処理人口					60	,		2,205	1:
	集落集合処理人口					40	-, -		1,470	10
チュカ県	個別·小規模集合処理人口				77,480		77,480	0.14	10,848	7:
	県内人口	31,915								
	集合処理可能人口		59.9		19,117					
	集合処理区域人口			30.0	5,735					
	都市集合処理人口					60	3,441	0.14	482	1
	集落集合処理人口					40	2,294	0.14	322	
ダガナ県	個別·小規模集合処理人口				26,180		26,180	0.14	3,666	8
	県内人口	4,433								
	集合処理可能人口	,	39.2		1,738					
	集合処理区域人口			30.0	,					
	都市集合処理人口			00.0	021	60	313	0.14	44	
	集落集合処理人口					40			30	
ガサ県	個別·小規模集合処理人口				3,912	+0	3,912		548	8
カリ宗		45.057			3,912		3,912	0.14	340	0
	県内人口	15,957	70.0		40.540					
	集合処理可能人口		78.6		12,542					
	集合処理区域人口			30.0	3,763					
	都市集合処理人口					60	2,258		317	1.
	集落集合処理人口					40	,		211	
八県	個別·小規模集合処理人口				12,194		12,194	0.14	1,708	7
	県内人口	21,277								
	集合処理可能人口		58.0		12,341					
	集合処理区域人口			30.0	3,702					
	都市集合処理人口					60	2,221	0.14	311	1
	集落集合処理人口					40	1,481	0.14	208	
ルンツェ県	個別·小規模集合処理人口				17,575		17,575	0.14	2,461	8
	県内人口	51,418			,		Í			
	集合処理可能人口	,	69.8		35,890					
	集合処理区域人口		00.0	30.0	,					
	都市集合処理人口			00.0	10,707	60	6,460	0.14	905	1
	集落集合処理人口					40			603	
エンガリョ					40 CE 1	40	/			7
モンガル県	個別·小規模集合処理人口	F0 F00			40,651		40,651	0.14	5,692	· '
	県内人口	50,532			22.252					
	集合処理可能人口		75.7		38,253					
	集合処理区域人口			30.0	11,476					
	都市集合処理人口					60			965	1
	集落集合処理人口					40	4,590	0.14	643	
パロ県	個別·小規模集合処理人口				39,056		39,056	0.14	5,468	7
	県内人口	30,142								
	集合処理可能人口		50.2		15,131					
	集合処理区域人口			30.0	4,539					
	都市集合処理人口					60	2,723	0.14	382	
	集落集合処理人口					40			255	
ペマガツェル県	個別·小規模集合処理人口				25.603		25,603		3,585	8
	県内人口	32,801			20,000		20,000	0.17	3,000	<u> </u>
	集合処理可能人口	JZ,001	74.6		24,470					
			74.0							
	集合処理区域人口			30.0	7,341				21-	
	都市集合処理人口					60			617	,
	集落集合処理人口					40			412	
プナカ県	個別·小規模集合処理人口			<u></u>	25,460		25,460	0.14	3,565	7

7 - 表 2 県別処理規模 2/2

目々		予測年			集合処理人口		Ln .m		ナルロ	各事業の整備
県名	人口区分	2030	排水路普及率		個別処理人口区分		処理方式別人口		下水量	各事業の整備
		人	%		人	%		m3/人	m3/日	
	県内人口	47,872	40.0		00.404					
	集合処理可能人口		46.8	00.0	22,404					
	集合処理区域人口			30.0	6,721	00	4.000	0.11	505	
	都市集合処理人口					60			565	
サルドェデ - ジョン・カル 1月	集落集合処理人口				44 454	40	2,688 41,151		377 5,762	
リムトリノ・ショノカル宗	個別·小規模集合処理人口 県内人口	83,333			41,151		41,131	0.14	5,762	00
	集合処理可能人口	03,333	44.6		37,167					
	集合処理区域人口		44.0	30.0	,					
	都市集合処理人口			30.0	11,130	60	6,690	0.14	937	
	集落集合処理人口					40			625	
サムツェ県	個別·小規模集合処理人口				72,183	40	72.183		10.106	
グムノエ示	県内人口	52,305			72,103		72,100	0.14	10,100	0
	集合処理可能人口	02,000	55.6		29,082					
	集合処理区域人口		33.0	30.0						
	都市集合処理人口			00.0	0,720	60	5,235	0.14	733	10
	集落集合処理人口					40			489	
サルパン県	個別·小規模集合処理人口				43,580	40	43.580		6,102	
ノルハノホ	県内人口	132,978			70,000		75,500	0.14	0,102	. 0.
	集合処理可能人口	. 52,570	69.5		92,420					
	集合処理区域人口		30.0	69.5	,					
	都市集合処理人口			55.0	01,202	60	38,539	0.14	5,396	29
	集落集合処理人口					40			3,598	
ティンプー県	個別·小規模集合処理人口				68,746		68,746		9,625	
7 1 7 7 7	県内人口	67,376			00,1.10		30,1.10	0	0,020	1
	集合処理可能人口	0.,0.0	53.6		36,114					
	集合処理区域人口			30.0	,					
	都市集合処理人口				,	60	6,500	0.14	910	10
	集落集合処理人口					40			607	
タシガン県	個別·小規模集合処理人口				56,542		56,542		7,916	
7 7 7 7 7 7 7	県内人口	24,823					55,51		.,,	
	集合処理可能人口	,===	75.9		18,841					
	集合処理区域人口			30.0						
	都市集合処理人口				5,552	60	3,391	0.14	475	1-
	集落集合処理人口					40		0.14	317	
タシ・ヤンツェ県	個別:小規模集合処理人口				19,171		19,171		2,684	
	県内人口	18,617								
	集合処理可能人口		47.4		8,824					
	集合処理区域人口			30.0	2,647					
	都市集合処理人口					60	1,588	0.14	223	,
	集落集合処理人口					40	1,059	0.14	149	(
トンサ県	個別·小規模集合処理人口				15,970		15,970	0.14	2,236	8
	県内人口	25,709								
	集合処理可能人口		36.9		9,487					
	集合処理区域人口			30.0	2,846					
	都市集合処理人口					60	1,708	0.14	240	
	集落集合処理人口					40	1		160	
チラン県	個別·小規模集合処理人口				22,863		22,863	0.14	3,201	8
	県内人口	43,440								
	集合処理可能人口		76.1		33,058					
	集合処理区域人口			30.0	9,917					
	都市集合処理人口					60	5,950	0.14	833	1
	集落集合処理人口					40		0.14	556	
ワンデュ・ポダン県	個別·小規模集合処理人口				33,523		33,523	0.14	4,694	. 7
	県内人口	25,709								
	集合処理可能人口		61.0		15,682					
	集合処理区域人口			30.0	4,705					
	都市集合処理人口					60			396	-
	集落集合処理人口					40			264	
シェムガン県	個別·小規模集合処理人口				21,004		21,004	0.14	2,941	8
	ブータン人口	886,523								
	都市集合処理人口						124,026			1
	集落集合処理人口						82,683			
ブータン全土	個別·小規模集合処理人口						679,814			7

7 - 表 3 県別下水処理事業費 1/2

機能素金色製理区域 2077 291 1.100 480.700 5.0 15.800 85 1.014.000 1.884.700 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00 1.00	県名	人口区分	計画人口	計画処理 水量 m ³ /日	処理施設 1m ³ 当り単価 千円	処理施設 建設金額 千円	管路1人当り 延長 m	管路施設 建設延長 m	管路施設 1m当り単価 千円	管路施設 建設金額 千円	施設建設金額 合計 千円	処理施設 建設金額 千Nu	管路施設 建設金額 千Nu	施設建合
#無無金融盟区域 1.6970 2.276 2.11.00 330.100 5.0 10.400 65 676.000 996.100 61700 10 201 621 2.216 3 3.104 50 1.211.800 70.500 2.11 800 70.500 2.11	<u> </u>		3 116										195,400	_
開設・分規機業合組理 16.970 2.376 510 12.11.800 11.89.000 12.072.690 854.800 3 7人 4.272 2.183 3.104 2.2183 3.104 16.700 2.425.500 5.0 78.800 6 5.122.000 75.47.500 467.300 9 新落集合処理区域 10.407 1.470 1.100 1.617.000 5.0 5.55.500 65 3.122.000 75.47.500 467.300 9 前張集合処理区域 10.407 1.470 1.100 1.617.000 5.0 5.55.500 65 3.122.000 75.47.500 467.300 9 前別・小規模集合処理 77.480 10.248 510 5.53.500 5 5.0 17.300 65 1.122.000 1.555.500 3.186.000 1 万才上型 整形集合処理区域 2.234 322 1.100 5.0 5.0 5.0 5.0 17.300 65 1.124.500 1.555.700 1.02.200 1.00.100.100 1.00.100													130,300	
会計 22.163 3.104 2.012.600 1,690.000 3.702.600 85.48.00 3 7						_	5.0	10,400	65	676,000			130,300	
おいき 15,746 2,205 1,100 2,425,500 5.0 78,800 65 51,22,000 7,547,500 467,300 9,500 1					510									7
### 新作業合処理区域 10.497 14.70 11.00 1872.00 5.0 78.800 65 5.122.00 74.75.00 467.300 74.800 10.00 14.00 15.00 15.00 15.00 15.00 15.00 18.00 1		台計	22,163	3,104		2,012,600				1,690,000	3,702,600	854,800	325,700	1,1
### 新作業合処理区域 10.497 14.70 11.00 1872.00 5.0 78.800 65 5.122.00 74.75.00 467.300 74.800 10.00 14.00 15.00 15.00 15.00 15.00 15.00 18.00 1	イムタン県													
### 27.5 (19.5 (都市集合処理区域	15,746	2,205	1,100	2,425,500	5.0	78,800	65	5,122,000	7,547,500	467,300	986,900	1,4
会計 103.723 14.523 9.575.000 8.8.534.500 18.109.500 3.976.900 18. デュカ県 都市業会処理区域 3.441 492 1.100 530.200 5.0 17.300 65 1.124.500 1.654.700 102.200 2 1.876.000 10.000 10.000 10.000 11.0000 11.00000 11.0000 11.0000 11.0000 11.0000 11.0000 11.0000 11.00000 11.00000 11.00000 11.00000 11.0000		集落集合処理区域	10,497	1,470	1,100	1,617,000	5.0	52,500	65	3,412,500	5,029,500	311,600	657,500	
## 2.3.7.1		個別·小規模集合処理	77,480	10,848	510	5,532,500					5,532,500	3,198,000		3,1
朝市集会処理区域 2.244 322 1.100 530.200 5.0 17.300 65 1.124.500 1.684.700 1.02.200 2.0 1 1.500		合計	103,723	14,523		9,575,000				8,534,500	18,109,500	3,976,900	1,644,400	5,6
# 新木集合処理区域 2.244 322 1.100 530.200 5.0 17.300 65 1.124.500 1.654.700 1.02.200 2.0 1 1.500	1 - 1 - 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1- 1-													
# 落集会急環区域 2.294 322 1.100 354.200 5.0 11,500 65 747.500 1,101,700 68.200 1	ナュル県	都市集合処理区域	3 441	482	1 100	530 200	5.0	17 300	65	1 124 500	1 654 700	102 200	216,700	;
### 25.19 1.888700 1.888700 1.888700 1.872.00 1.888700 1.872.00													144,000	
会計 31,915 4,470 2,754,100 1,872,000 4,826,100 1,251,200 3 が							5.0	11,500	0.0	747,500			144,000	1,0
## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ## ##					010					1,872,000			360,700	_
# 部市集合処理区域 208 30 1100 33.000 5.0 1.100 65 104.000 152.400 93.00 1.000 1.000 15.0 1.000 65 71.500 104.500 6.400 109.000 1.0000 1.000 1.0			- /	,		, , , , ,				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	, , , , , , ,	, - ,		
#孫集会会理区域 208 30 1,100 33,000 5.0 1,100 665 71,500 104,500 6.400 279,500 161,800 16計 0 279,500 161,800 177,300 161,800 177,300 161,800 177,300 161,800 177,30	ダガナ県	初主集会加西京母	040	4.	4.400	40.400		4.000	0.5	404.000	450 400	0.000	00.000	
### 279 161 600 177 500 161 600 177 500 161 600 177 500 161 600 177 500 161 600 177 500 161 600 177 500 161 600 177 500 161 600 177 500 161 600 177 500 161 600 177 500 177													20,000	
合計							5.0	1,100	65	71,500			13,800	
## お来合処理区域 2.258 317 1,100 348,700 5.0 11,300 65 734,500 1,083,200 67,200 1 集落集合処理区域 1,505 211 1,100 232,100 5.0 7,600 65 494,000 726,100 44,700 26計 15,957 2,236 1,451,900 1,228,800 5.0 7,600 65 494,000 726,100 44,700 26計 15,957 2,236 1,451,900 1,228,800 1,228,500 2,680,400 615,400 2 1,228,500 2,680,400 615,400 2 1,228,500 2,680,400 615,400 2 1,228,500 2,680,400 615,400 2 1,228,500 2,680,400 615,400 2 1,228,500 2,680,400 615,400 2 1,228,500 2,680,400 615,400 2 1,228,500 2,680,400 615,400 2 1,228,500 2,680,400 615,400 2 1,228,500 2,680,400 615,400 2 1,228,500 2 1,228,500 2,200,200 2 1,228,500 2 1,2					510					475.500			00.000	
解市集合処理区域 2.258 317 1,100 348,700 5.0 11,300 65 734,500 1,083,200 67,200 1 集落集合処理区域 1,505 211 1,100 232,100 5.0 7,600 65 494,000 726,100 44,700 201,0		ΠäΤ	4,433	622		360,900				175,500	536,400	177,300	33,800	- :
展落集合処理区域 1,505 211 1,100 232,100 5.0 7,600 65 494,000 726,100 44,700 473,000 15,000 15,000 2 15,000 11,000 15,000 11,200 503,500 11,000 503,500 11,000 12,800 2,860,400 615,400 2 1,228,800 2,680,400 615,400 2 1,228,800 1,000 1,000 1,000 1,000 1,000 615,000 1 1,228,800 2,680,400 615,400 2 1,000 1,00	ガサ県													
個別・小規模集合処理			,										141,500	
日本語画学院 15,957 2,236 1,451,900 1,228,500 2,680,400 615,400 2		集落集合処理区域	1,505	211	1,100	232,100	5.0	7,600	65	494,000	726,100	44,700	95,200	
小児 一部 1,100 342,100 5.0 11,200 65 728,000 1,070,100 65,900 1 1,255,000 1,2		個別·小規模集合処理	12,194	1,708	510	871,100					871,100	503,500		
# 部市集合処理区域 2,221 311 1,100 342,100 5.0 11,200 65 728,000 1,070,100 65,900 1 集落集合連理区域 1,481 208 1,100 228,800 5.0 7,500 65 487,500 716,300 44,100 1,000 (個別・小規模集合処理 17,575 2,481 510 1,255,100 1,255,100 1,255,100 1,255,100 1,255,100 1,255,100 1,255,100 1,255,100 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,800 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,800 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,800 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,800 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,800 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,80		合計	15,957	2,236		1,451,900				1,228,500	2,680,400	615,400	236,700	
# 部市集合処理区域 2,221 311 1,100 342,100 5.0 11,200 65 728,000 1,070,100 65,900 1 集落集合連理区域 1,481 208 1,100 228,800 5.0 7,500 65 487,500 716,300 44,100 1,000 (個別・小規模集合処理 17,575 2,481 510 1,255,100 1,255,100 1,255,100 1,255,100 1,255,100 1,255,100 1,255,100 1,255,100 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,800 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,800 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,800 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,800 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,800 2 1,215,500 3,041,500 835,500 1,215,80	八旦													
探客集合処理区域 1,481 208 1,100 228,800 5.0 7,500 65 487,500 716,300 44,100 1,255,100 17,575 2,461 510 1,255,100 1,255,100 1,255,100 725,500 合計 21,277 2,980 1,826,000 1,1215,500 3,041,500 835,500 2 1,100 995,500 1,100 995,500 5.0 32,300 65 2,099,500 3,095,000 191,800 4 集落集合処理区域 4,307 603 1,100 663,300 5.0 21,600 65 1,404,000 2,067,300 127,800 2 (個別・小規模集合処理 40,651 5,692 510 2,902,900 合計 51,418 7,200 4,561,700 3,503,500 8,065,200 1,997,600 6	/ \本	都市集合処理区域	2.221	311	1.100	342.100	5.0	11.200	65	728.000	1,070.100	65.900	140,300	2
個別・小規模集合処理 17,575 2,461 510 1,255,100 1,255,100 1,255,100 725,500 合計 21,277 2,980 1,826,000 1,826,000 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,000 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,000 63 1,000 65 1,200,000 1,215,500 3,041,500 835,500 2 1,000 65 1,200,000 1,000													93,900	
合計 21,277 2,980 1,826,000 1,215,500 3,041,500 835,500 2							2.0	.,		,550			,,,,,,,,,	7
# 市集合処理区域 6,460 905 1,100 995,500 5.0 32,300 65 2,099,500 3,095,000 191,800 4 集落集合処理区域 4,307 603 1,100 663,300 5.0 21,600 65 1,404,000 2,067,300 127,800 2 6計 4,651 5,692 510 2,902,900 3,503,500 8,065,200 1,997,600 6 6計 4,561,700 3,503,500 8,065,200 1,997,600 6 7 1,408 7,200 4,561,700 5.0 34,500 65 2,242,500 3,304,000 204,500 4 集落集合処理区域 4,590 643 1,100 707,300 5.0 23,000 65 1,495,000 2,020,300 136,300 2 (周別・小規模集合処理 39,056 5,468 510 2,788,700 1 2,788,700 2,788,700 1,612,000 2,61 1 1,000						, ,				1,215,500			234,200	
# 市集合処理区域 6,460 905 1,100 995,500 5.0 32,300 65 2,099,500 1,91,800 4 集落集合処理区域 4,307 603 1,100 663,300 5.0 21,600 65 1,404,000 2,067,300 127,800 2 (月78,000 6計 51,418 7,200 4,561,700 3,503,500 8,065,200 1,997,600 6 (月78,000 6計 51,418 7,200 4,561,700 3,503,500 8,065,200 1,997,600 6 (月78,000 6計 51,418 7,200 4,561,700 3,503,500 8,065,200 1,997,600 6 (月78,000 6計 51,418 7,200 4,561,700 5.0 34,500 65 2,242,500 3,304,000 204,500 4 (月78,000 6計 7,000 6) (月78,000 6計 7,000 6) (月78,000 6) (月78														
集落集合処理区域 4,307 603 1,100 663,300 5.0 21,600 65 1,404,000 2,067,300 127,800 2 信計 51,418 7,200 4,561,700 3,503,500 8,065,200 1,997,600 6 モンガル県 都市集合処理区域 6,886 965 1,100 1,061,500 5.0 34,500 65 2,242,500 3,304,000 204,500 4 集落集合処理区域 4,590 643 1,100 707,300 5.0 23,000 65 1,495,000 2,202,300 136,300 2 月間 小規模集合処理 39,056 5,468 510 2,788,700 2,788,700 2,788,700 2,788,700 1,612,000 合計 50,532 7,076 4,557,500 3,737,500 8,295,000 1,952,800 7 パロ県 都市集合処理区域 2,723 382 1,100 420,200 5.0 13,700 65 890,500 1,310,700 81,000 1 原間 小規模集合処理区域 1,816 255 1,100 280,500 5.0 9,100 65 591,500 872,000 54,000 1	レンツェ県	和古住今加田区は	0.400	005	4 400	005 500	F 0	20.200	65	2.000 500	3.005.000	104.000	404 500	
個別・小規模集合処理 40,651 5,692 510 2,902,900 3,503,500 8,065,200 1,997,600 6計 51,418 7,200 4,561,700 3,503,500 8,065,200 1,997,600 6													404,500	
会計 51,418 7,200 4,561,700 3,503,500 8,065,200 1,997,600 6 1,997,600 6 2,242,500 3,304,000 204,500 4 集落集合処理区域 4,590 643 1,100 707,300 5.0 23,000 65 1,495,000 2,202,300 136,300 2 (周別・小規模集合処理 39,056 5,468 510 2,788,700 2,788,700 2,788,700 2,788,700 1,612,000 6計 50,532 7,076 4,557,500 3,737,500 8,295,000 1,952,800 7 7,076 4,557,500 5.0 13,700 65 890,500 1,310,700 81,000 1 集落集合処理区域 1,816 255 1,100 280,500 5.0 9,100 65 591,500 872,000 54,000 1 (周別・小規模集合処理 25,603 3,585 510 1,828,400 6計 30,142 4,222 2,529,100 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 1,482,000 4,011,100 1,191,900 1 1,191,900							5.0	21,600	65	1,404,000			270,500	
### (1.00					510					3 503 500			675,000	1,6 2,6
# 市集合処理区域 6,886 965 1,100 1,061,500 5.0 34,500 65 2,242,500 3,304,000 204,500 4 集落集合処理区域 4,590 643 1,100 707,300 5.0 23,000 65 1,495,000 2,202,300 136,300 2 (個別・小規模集合処理 39,056 5,468 510 2,788,700 台計 50,532 7,076 4,557,500 3,737,500 8,295,000 1,952,800 7 (月日		H RI	31,418	1,200		4,501,700				3,303,300	0,000,200	1,557,000	073,000	۷,۱
集落集合処理区域 4,590 643 1,100 707,300 5.0 23,000 65 1,495,000 2,202,300 136,300 2 (個別・小規模集合処理 39,056 5,468 510 2,788,700 2,788,700 2,788,700 1,612,000 合計 50,532 7,076 4,557,500 3,737,500 8,295,000 1,952,800 7 (月口県 都市集合処理区域 2,723 382 1,100 420,200 5.0 13,700 65 890,500 1,310,700 81,000 1 集落集合処理区域 1,816 255 1,100 280,500 5.0 9,100 65 591,500 872,000 54,000 1 (日)	ンガル県													
個別・小規模集合処理 39,056 5,468 510 2,788,700 3,737,500 8,295,000 1,952,800 7 (月2,000 5.0 13,700 65 890,500 1,310,700 81,000 1 集落集合処理区域 1,816 255 1,100 280,500 5.0 9,100 65 591,500 872,000 54,000 1 (月828,400 6計 30,142 4,222 2,529,100 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 (東落集合処理区域 4,405 617 1,100 678,700 5.0 22,100 65 1,436,500 2,115,200 130,800 2 集落集合処理区域 2,936 412 1,100 453,200 5.0 14,700 65 955,500 1,408,700 873,00 1 (月818,200 1,051,000 1 1,05													432,100	
合計 50.532 7,076 4,557,500 3,737,500 8,295,000 1,952,800 7 パロ県 都市集合処理区域 2,723 382 1,100 420,200 5.0 13,700 65 890,500 1,310,700 81,000 1 集落集合处理区域 1,816 255 1,100 280,500 5.0 9,100 65 591,500 872,000 54,000 1 個別・小規模集合処理 25,603 3,585 510 1,828,400 1,056,900 合計 30,142 4,222 2,529,100 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 第下集合処理区域 4,405 617 1,100 678,700 5.0 22,100 65 1,436,500 2,115,200 130,800 2 集落集合処理区域 2,936 412 1,100 453,200 5.0 14,700 65 955,500 1,408,700 87,300 1 個別・小規模集合処理 25,460 3,565 510 1,818,200							5.0	23,000	65	1,495,000			288,100	
パロ県 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日					510									1,6
都市集合処理区域 2,723 382 1,100 420,200 5.0 13,700 65 890,500 1,310,700 81,000 1 集落集合処理区域 1,816 255 1,100 280,500 5.0 9,100 65 591,500 872,000 54,000 1 個別・小規模集合処理 25,603 3,585 510 1,828,400 合計 30,142 4,222 2,529,100 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 第市集合処理区域 4,405 617 1,100 678,700 5.0 22,100 65 1,436,500 2,115,200 130,800 2 集落集合処理区域 2,936 412 1,100 453,200 5.0 14,700 65 955,500 1,408,700 87,300 1 個別・小規模集合処理 25,460 3,565 510 1,818,200 1,818,200 1,051,000		合計	50,532	7,076		4,557,500				3,737,500	8,295,000	1,952,800	720,200	2,0
都市集合処理区域 2,723 382 1,100 420,200 5.0 13,700 65 890,500 1,310,700 81,000 1 集落集合処理区域 1,816 255 1,100 280,500 5.0 9,100 65 591,500 872,000 54,000 1 個別・小規模集合処理 25,603 3,585 510 1,828,400 合計 30,142 4,222 2,529,100 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 第市集合処理区域 4,405 617 1,100 678,700 5.0 22,100 65 1,436,500 2,115,200 130,800 2 集落集合処理区域 2,936 412 1,100 453,200 5.0 14,700 65 955,500 1,408,700 87,300 1 個別・小規模集合処理 25,460 3,565 510 1,818,200 1,818,200 1,051,000	パロ県													
集落集合処理区域 1,816 255 1,100 280,500 5.0 9,100 65 591,500 872,000 54,000 1 (個別・小規模集合処理 25,603 3,585 510 1,828,400 1,056,900 合計 30,142 4,222 2,529,100 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 (表でがよい場) 日本学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学学		都市集合処理区域	2.723	382	1.100	420.200	5.0	13.700	65	890.500	1,310.700	81.000	171,600	:
個別・小規模集合処理 25.603 3.585 510 1,828,400 1,056,900 合計 30,142 4,222 2,529,100 1,482,000 4,011,100 1,191,900 2 ネブガツェル県 都市集合処理区域 4,405 617 1,100 678,700 5.0 22,100 65 1,436,500 2,115,200 130,800 2 集落集合処理区域 2,936 412 1,100 453,200 5.0 14,700 65 955,500 1,408,700 87,300 1 個別・小規模集合処理 25.460 3,565 510 1,818,200 1,051,000													114,000	
合計 30,142 4,222 2,529,100 1,1482,000 4,011,100 1,191,900 2 ボマガツェル県 都市集合処理区域 4,405 617 1,100 678,700 5.0 22,100 65 1,436,500 2,115,200 130,800 2 集落集合処理区域 2,936 412 1,100 453,200 5.0 14,700 65 955,500 1,408,700 87,300 1 個別・小規模集合処理 25,460 3,565 510 1,818,200 1,051,000							3.0	0,.00	00	55.,500			,500	1,0
都市集合処理区域 4,405 617 1,100 678,700 5.0 22,100 65 1,436,500 2,115,200 130,800 2 集落集合処理区域 2,936 412 1,100 453,200 5.0 14,700 65 955,500 1,408,700 87,300 1 個別・小規模集合処理 25,460 3,565 510 1,818,200 1,818,200 1,051,000					2.70					1,482,000			285,600	
都市集合処理区域 4,405 617 1,100 678,700 5.0 22,100 65 1,436,500 2,115,200 130,800 2 集落集合処理区域 2,936 412 1,100 453,200 5.0 14,700 65 955,500 1,408,700 87,300 1 個別・小規模集合処理 25,460 3,565 510 1,818,200 1,051,000														
集落集合処理区域 2,936 412 1,100 453,200 5.0 14,700 65 955,500 1,408,700 87,300 1 個別·小規模集合処理 25,460 3,565 510 1,818,200 1,818,200 1,818,200 1,051,000	グロツェル県	都市	4 405	617	1 100	679 700	5.0	22 100	GE.	1 //36 500	2 115 200	130 900	276,800	
個別・小規模集合処理 25,460 3,565 510 1,818,200 1,051,000													184,100	
							5.0	14,700	60	ყ ეე,ე00			104,100	
ДНІ 32,001 7,007 2,000,100 2,002,000 3,042,100 1,203,100 4					510					2 302 000			460,900	1,
		H RI	32,001	4,594		2,330,100				2,352,000	3,342,100	1,209,100	+00,900	- 1,
プナカ県 小計(1) 364,361 51,027 32,578,900 25,831,000 58,409,900 14,122,500 4,9													4,977,200	

7 - 表 4 県別下水処理事業費 2/2

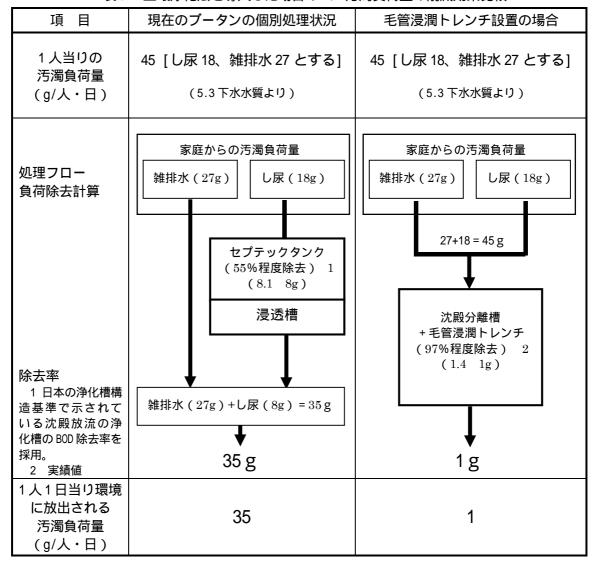
県名	人口区分	計画人口	計画処理 水量 m3/日	処理施設 1m ³ 当り単価 干円	処理施設 建設金額 干円	管路1人当り 延長 m	管路施設 建設延長 m	管路施設 1m当り単価 干円	管路施設 建設金額 干円	施設建設金額 合計 干円	処理施設 建設金額 干Nu	管路施設 建設金額 干Nu	施設建設金額 合計 千Nu
	都市集合処理区域	4,033	565	1,100	621,500	5.0	20,200	65	1,313,000	1,934,500	119,700	253,000	372,70
	集落集合処理区域	2,688	377	1,100	414,700	5.0	13,500	65	877,500	1,292,200	79,900	169,100	249,00
	個別·小規模集合処理	41,151	5,762	510	2,938,600					2,938,600	1,698,600		1,698,60
	合計	47,872	6,704		3,974,800				2,190,500	6,165,300	1,898,200	422,100	2,320,30
サムドゥプ・ジョンカル県	Į.												
	都市集合処理区域	6,690	937	1,100	1,030,700	5.0	33,500	65	2,177,500	3,208,200	198,600	419,600	618,20
	集落集合処理区域	4,460	625	1,100	687,500	5.0	22,300	65				279,300	
	個別·小規模集合処理	72,183	10,106	510			,,,,,		, , , , , , ,	5,154,100		-,	2,979,20
	合計	83,333	11,668	0.0	6,872,300				3 627 000	10,499,300		698,900	
	ни	00,000	11,000		0,012,000				0,021,000	10,100,000	0,0.0,000	000,000	1,000,20
サムツェ県													
7 1 7 1 1	都市集合処理区域	5,235	733	1,100	806,300	5.0	26,200	65	1,703,000	2,509,300	155,400	328,100	483,50
	集落集合処理区域	3,490	489	1,100	537,900	5.0	17,500	65			103,600	219,200	
	個別·小規模集合処理	43,580	6,102	510		3.0	17,500	03	1,137,300	3,112,000		219,200	1,798,80
				310					2 0 40 500			E 47 200	
	合計	52,305	7,324		4,456,200				2,840,500	7,296,700	2,057,800	547,300	2,605,10
# 11 18211													
サルパン県	和主作合加理区域	20.520	F 202	4.400	E 025 000	E 0	100 700	05	10 505 500	10 404 400	1 1 1 2 700	2 442 400	2 557 40
	都市集合処理区域	38,539	5,396	1,100		5.0	192,700	65				2,413,400	
	集落集合処理区域	25,693	3,598	1,100		5.0	128,500	65	8,352,500	12,310,300		1,609,300	
	個別·小規模集合処理	68,746	9,625	510						4,908,800			2,837,50
	合計	132,978	18,619		14,802,200				20,878,000	35,680,200	4,743,800	4,022,700	8,766,50
ティンプー県													
	都市集合処理区域	6,500	910	1,100		5.0	32,500	65				407,000	
	集落集合処理区域	4,334	607	1,100	667,700	5.0	21,700	65	1,410,500	2,078,200	128,700	271,800	400,50
	個別·小規模集合処理	56,542	7,916	510	4,037,200					4,037,200	2,333,600		2,333,60
	合計	67,376	9,433		5,705,900				3,523,000	9,228,900	2,655,200	678,800	3,334,000
タシガン県													
	都市集合処理区域	3,391	475	1,100	522,500	5.0	17,000	65	1,105,000	1,627,500	100,700	212,900	313,60
	集落集合処理区域	2,261	317	1,100	348,700	5.0	11,400	65	741,000	1,089,700	67,200	142,800	210,00
	個別·小規模集合処理	19,171	2,684	510			•			1,368,800		•	791,20
	合計	24,823	3,476		2,240,000				1,846,000			355,700	
		, ,	-, -		, .,				, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	,,			, , , , , , ,
タシ・ヤンツェ県													
	都市集合処理区域	1,588	223	1,100	245,300	5.0	8,000	65	520,000	765,300	47,300	100,200	147,50
	集落集合処理区域	1,059	149	1,100	163,900	5.0	5,300	65	344,500	508,400	31,600	66,400	
	個別·小規模集合処理	15,970	2,236	510					0.1.,000	1,140,400			659,20
	合計	18,617	2,608	0.0	1,549,600				864,500			166,600	
	H 81	10,017	2,000		1,040,000				004,000	2,414,100	700,100	100,000	504,10
トンサ県													
1295	都市集合処理区域	1,708	240	1,100	264,000	5.0	8,600	65	559,000	823,000	50,900	107,700	158,60
	集落集合処理区域	1,708	160	1,100	176,000	5.0	5,700	65	370,500	546,500	33,900	71,400	
	個別·小規模集合処理	22,863	3,201	510		5.0	5,700	ບວ	370,000	1,632,500		11,400	943,60
				510	, ,				929,500			170 100	
	合計	25,709	3,601		2,072,500				929,500	3,002,000	1,028,400	179,100	1,207,50
エニン川													
チラン県	初主集合加班区域	F 050	000	4.400	040 000	F 0	20.022	65	4 007 000	0.050.000	470.000	272.000	E40.00
	都市集合処理区域	5,950	833	1,100	916,300	5.0	29,800		1 1	2,853,300		373,200	
	集落集合処理区域	3,967	556	1,100	611,600	5.0	19,900	65	1,293,500	1,905,100	117,800	249,200	
	個別·小規模集合処理	33,523	4,694	510						2,393,900			1,383,80
	合計	43,440	6,083		3,921,800				3,230,500	7,152,300	1,678,200	622,400	2,300,600
=													
ワンデュ·ポダン県	40 - 40 A 40												
	都市集合処理区域	2,823	396	1,100		5.0	14,200	65				177,800	
	集落集合処理区域	1,882	264	1,100	290,400	5.0	9,500	65	617,500	907,900		119,000	
	個別·小規模集合処理	21,004	2,941	510						1,499,900			867,00
	合計	25,709	3,601		2,225,900				1,540,500	3,766,400	1,006,900	296,800	1,303,70
シェムガン県													
フェムカンホ													
小計(2)		522,162	73,117		47,821,200				41,470,000	89,291,200	20,076,000	7,990,400	28,066,40

7.2 事業実施の効果

(1) 個別処理・小規模集合処理整備の効果

現在家庭排水は、し尿につてはセプテックタンクで一次処理を行った後、浸透槽で地下浸透されている。また雑排水は、直接側溝や河川に放流されている。このような状況と土壌浄化法による水処理技術を導入した場合の環境へのBOD 汚濁負荷量の削減効果等を以下に示す。

7 - 表 5 土壌浄化法を導入した場合の BOD 汚濁負荷量の削減効果比較



(2)集合処理整備の効果

現在ブータン国内には下水処理場が 4 箇所稼働しており、滞留時間 54 日間の酸化安定池法が採用されている。この処理場は、オープン処理場で臭気や害虫の発生が生じている。このような状況の処理場と土壌被覆型工法による水処理技術を導入した場合の環境への BOD 汚濁負荷量の削減効果等を以下に示す。

7 - 表 6 土壌浄化法を導入した場合の BOD 汚濁負荷量の削減効果比較

